

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：24403

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26370865

研究課題名(和文)プロテスタントの倫理と贈与主義の精神 - 財団と宗派化の学際的研究 -

研究課題名(英文)Protestant ethic and mind of gift. A disciplinary study of relationship between foundation and confession

研究代表者

佐々木 博光 (Sasaki, Hiromitsu)

大阪府立大学・人間社会システム科学研究科・准教授

研究者番号：80222008

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：ドイツ語圏地域で史料調査を行い、欧米に特徴的な財団制度の由来を考察した。財団制度の発展に関する宗派比較を行うために、ルター派のブラウンシュヴァイク公国と改革派のバーゼル市を調査した。プロテスタント圏では既に近世には財団の存在は自明であった。遺贈者が基金を設け、年々発生する利息が遺贈者の意向に沿って公益目的に資された。近世の財団の目的は福祉と就学助成が大半であった。福祉は貧者、老人、寡婦、孤児に対する救貧介護が中心である。就学支援は大学生、ギムナジウム生だけでなく、ときに職業訓練生にも及んだ。

遺贈者の追悼説教の考察は、徳行から得られる名誉に対する関心が支援の動機になっていることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)： Foundation is a significant institution in Europe and North America. I have studied a history of foundation system by researching primary sources in German-speaking countries. Then in order to practice a comparative study of development of foundation system under different confessions, I researched Lutheran duchy Brunswick and Reformed city of Basel. Foundation was regarded as a matter of course already in early modern times in Protestant areas. Donor established a fund and would serve the common good by an annual interest. Main purposes of foundations in early modern era were for welfare and scholarship. The welfare concerned poor relief and care for the pauper, the old, the widowed and the orphaned. The scholarship was given principally students and Gymnasiasten, but sometimes also apprentices.

Funeral sermons for donors teach that they were highly motivated by honour, which good deeds would give them.

研究分野：西洋史

キーワード：財団 贈与 助成金 給付型奨学金 救貧 追悼説教 利子 基金

1. 研究開始当初の背景

ドイツでは財団の発展が伝えられている。ある報告によると現在ドイツの財団はほぼ二万を数える。2012年だけで645が新設された。一日平均二つのペースで財団が増えたことになる。人口10万人に24の財団が対応する計算になる。ドイツ人は財団の恩恵に浴する機会が大きい。筆者は日本について同種の報告を手にしていないが、財団設立の動きはかなり鈍いようである。政府系広報機関が折にふれて国民に財団の設立を呼びかけているが、国民の反応はいたって鈍い。日本人はまず自分のために貯蓄することに関心があり、財団を興し社会に利益を還元することには関心が薄い。ドイツと日本の寄付文化の違い、これは欧米と東アジア世界の寄付文化の違いにも通じるものであるが、この違いは一体どこから生じているのであろうか。その由来を明らかにする。

財団は基金から生じる利息を使って運営される。財団を設立する最大の利点は、基金や利息に対する免税措置もしくは税制面の優遇を得られること、税金と異なり発起人が善意の目的の範囲内でお金の用途を指定できる点にある。したがって財団は強権的な国家に対する市民的不服従の表現と理解されることもある。むろん国家は財団の繁茂を極力抑えようと手を尽くす。脆弱な寄付文化に現代日本の巨額の国家債務と市民社会の未成熟の連鎖を見て取ることができるかもしれない。しかし近世の日本には地方の豪商によって設立された無数の財団があった。不思議なことにこの伝統は明治政府の欧化政策とともに19世紀の後半に途絶えた。イギリス史家の金澤周作によれば、明治期の日本政府は寄付文化の弱さを自覚し、欧米の財団制度を学ぶために使節や学者を何度か欧米に派遣した。これらの使節は欧米の財団制度を高く評価し、それに関する印象的な報告や記述をもたらした。しかし日本で寄付文化が欧米並みに伸張することはなかった。なぜ確たる寄付文化の伝統のある欧米を模範とした日本で、独自の寄付文化が枯渇してしまったのか。ここに文化史上、学問史上二つの重大な課題がある。第一の課題は二つの寄付文化の質にかかわる。二つの寄付文化のあいだには、寄付の動機、様式、機能の点でいかなる違いがあったのか。第二の課題は文化の移転に関係する。明治以降の日本の西洋文化の受容は偏っていたのではないかということである。本研究は主として第一の問題と取り組む。日本独自の寄付文化との比較という観点に立てば、日本の江戸時代に対応する近世ヨーロッパの寄付文化がとくに考察対象となる。当該期の財団史を扱うに際し、宗派という観点を採用するのが有益である。財団が支援する重点領域が宗派によって異なる公算が高いからである。事例研究とし

て第一に近世ブラウンシュヴァイク侯国の財団史、したがって宗派としてはルター派の財団史と取り組む。

筆者は基盤研究C一般の交付を受けて「資本主義精神の由来に関する学際的研究 カルヴァン派とユダヤ人」(課題番号22520750)という課題と取り組んだ。その過程で欧米では市場経済に贈与の占める比重が依然として高く、実は資本主義の精神ではなく、贈与の精神の由来を明らかにすることが必要であると指摘した。資本主義の精神を司るのが企業であるとするれば、贈与の精神を司るのは財団である。財団を意味するドイツ語のStiftungは中世には主として宗教施設への寄進を意味した。宗教施設を通じてそれは貧者や病人、寡婦や孤児といった社会的弱者の救援のために使われた。それが現在の財団の意味で使われるようになる概念史上の変化はこれまで扱われることがなかった。筆者の調査では16世紀には基金に対して生じる利息を善意の目的のために使用する活動をStiftungと呼ぶ用例が一般化していた。特別な施設を備えないことを除けば、これは現在の財団となら変わるものではなかった。欧米の贈与の精神の由来を明らかにするために、近世の財団史の考察が不可欠である。また筆者はかつて基盤研究C一般「近世ヨーロッパの神学的ペスト文書 世界の脱魔術化に関する学際的研究」と取り組んだ際に、神学者や医師のペスト文書の特徴を明らかにするうえで、宗派ごとの考察が有益であることを指摘した。この視点は近世財団史の研究にも生かされる。ルター派、改革派、カトリックといった宗派を超えて、キリスト教世界には財団設立の強固な伝統がある。しかし助成対象の重点領域は宗派によって異なることが予想される。贈与の精神は宗派比較史の観点から考察されるべきである。

2. 研究の目的

欧米と日本の顕著な違いのひとつとして、寄付に対する温度差を挙げることができる。筆者が久しく学術交流をもってきたドイツでも、財団Stiftungによる民間の各種支援活動が日本とは比較にならないほど盛んである。財団はドイツ社会の顔とも呼ぶべき存在で、財団による贈与はさまざまな回路で万遍なく市場に資金を流す仕組みとして、ドイツ社会の重要な構成要素である。日本の研究者も研究支援財団との接触を通し、否が応でもその重要性を認識せざるをえないにもかかわらず、欧米の財団、寄付文化、贈与慣行に関する研究はほとんど手付かずのままである。民間の支援活動が日本とは比べものにならないほど充実しているという欧米の特徴は、いったい何に由来するのか。財団の活動が活発なドイツやスイスを例に取り、その歴史的由来を考察する。

3. 研究の方法

近世財団史の研究に必要な史料は公文書館と図書館が所蔵する。図書館史料の一部はすでにオンライン化されており、国内でアクセス可能だが、原則としてここで扱う史料の大半は現地を訪なければ接することができない。三年の研究期間中、毎年授業のない期間を利用して、一度は現地調査に出向いた。それでも膨大な史料は筆者一人の手には負えない。幸い現地のアマチュア歴史家たちが当該課題に関心を持ち、無償で協力してくれた。公文書館で財団の設立趣意書、応募者の申請書類、会計簿等の史料を使って、財団の活動状況をまず押さえた。並行してヘルツォーク・アウグスト図書館が所蔵する財団発起人や管理人に関する史料、とくに彼らにささげられる追悼説教を考察し、発起人や管理人の自己認識、財団設立の動機のほか、彼らが受けた社会的評価にも踏み込んだ。

筆者は公文書館が所蔵する証書史料からさまざまな財団の設立年、発起人、管理人、元金、利率、趣旨、運営方法などを調べた。財団の発起人、発起人によって指名された管理人、助成金取得者の個人情報に関する史料は、ヘルツォーク・アウグスト図書館に豊富に所蔵されている。とくに筆者は追悼説教と呼ばれる叙述史料を考察し、財団を介した贈与慣行に対する社会的評価を明らかにした。公文書館史料と図書館の叙述史料を組み合わせる研究方法は筆者独自のものであり、欧米の専門家からも高い評価を受けている。この手法を用い、西洋近世社会における財団の量的・質的な拡大を跡づけた。そのさい宗派という観点に立った比較史を試みた。ルター派、改革派、カトリックの三大宗派で贈与の重点領域が微妙に異なる可能性が高い。そこからそれぞれの宗派がもつ個性を考察した。近世財団史を地域史の観点から考察した研究は管見の限りまだない。筆者のブラウンシュヴァイク侯国に関する事例研究は先駆的な研究である。近世の贈与慣行という観点に立つならば、カトリックやカルヴァン派に関しては先行研究があるが、ルター派の世界を扱ったものは管見の限りまだない。宗派比較史的な考察を目指すためには、ルター派の圏域を扱う地域史研究が先決である。ルター派の有力領邦のひとつであるブラウンシュヴァイク侯国の事例研究はその意味でも意義がある。

4. 研究成果

財団とは、発起人が基金を一定の年利で遺贈・寄贈し、指定された管財人がその利息を使って、発起人に代り発起人の趣意に沿った善意の活動を実践する組織である。ルター派のブラウンシュヴァイク公国と改革派のバーゼル市について、近世の財団の比較史研究を行うために現地史料調査を実施した。いず

れの地域でも16世紀以降財団の数は著しく増加し、近世のあいだに財団は定着した制度となった。現在アメリカの巨大財団が目を引き、財団はアメリカ発祥の制度であるかのような印象を受ける。しかし財団史研究の泰斗トーマス・アダムスが指摘するように、この制度はヨーロッパが発祥で、移民によってアメリカにもたらされたもののようだ。

近世のブラウンシュヴァイク公国の財団史については、すでに日本語とドイツ語で成果を発表することができた。その際財団設立文書の網羅的な調査から、財団 Stiftung の起源について興味深い事実を提示することができた。語義的に見ると、その起源は中世の宗教施設に対する寄進 Stiftung にさかのぼれる。しかし財団設立文書には財団運営の原資となる利息 Zins を、公債の配当 Rente や年金 Pension と表現するケースが散見した。これによって中世の公債制度が、近世以降の財団の有力な起源の一つであることが確認された。公債には本人だけが受け取る終身年金と、正当な相続人がある限り交付が続く永代年金の二種類がある。永代年金の趣旨は本来利己的であるが、それを利他的に振り替えたものが財団であった。中世ジェノヴァの公債制度について研究した亀永洋子は、公債制度が徐々に利他的な目的に切りかえられる様を追跡した。亀長の研究では新たな制度は財団とは呼ばれていないが、筆者の研究は亀長の掘り起した現象を確認したものである。

近世のブラウンシュヴァイク公国では、財団の設立趣旨は福祉と教育助成が中心であった。この中心線を抑えたうえで、時代による微妙な変動を捉えようとつぎようになる。中世の寄進者は自己の死後の救いを願い、それを行った。これに対してカトリックに反旗を翻したルターは、寄進は救いの前提にはならないと説いた。しかし近世の財団設立にも中世の寄進の伝統は健在であった。財団の設立趣旨の第一は、つねに貧者、高齢者、寡婦、孤児の救済であり、それと並んで教会や学校に対する支援があった。大学生、学校生徒、手工業見習いに対する助成金は、中世と比べ格段に厚みを増した。ルターが1530年に『こどもを学校に通わせるべし』という説教を発表し、富裕層に、貧しいが有能なこどもを学校に通わせるために、就学支援の財団を興すことを説いたのが預かって力があつたのかもしれない。18世紀になると、兵士の連帯を強化し、戦死者の遺族や傷痍軍人に給付を行う新種の財団が現れた。これは軍隊の近代化、戦闘形態の変化と関連していた。18世紀の終りには、戦勝記念のための新たな財団が民間から寄付を募って組織され、従軍兵士の退役後の生活を支援した。19、20世紀に顕著になる邦のアイデンティティ形成に資する財団への過渡期と理解できる。

筆者は1528年から1798年のブラウンシュヴァイク公国で合計112の財団を史料から拾

うことができた。そのうち会計報告や受領者名簿の存在から、最低でも29の財団が1798年の時点でまだ確実に機能していた。筆者の試算では1798年当時のブラウンシュヴァイク公国の人口はおよそ19万人である。現在のヨーロッパ諸国では財団の普及度を測るために人口10万人当たりの財団数を指標とし、それを財団密度と呼んでいる。2012年のドイツで財団密度は24、2014年のスイスで16という数値が残っている。いま1798年のブラウンシュヴァイク公国に戻ると、財団密度は15から16に達する。当地では当時すでに財団の存在は珍しいものではなくなっていた。近世のブラウンシュヴァイク公国は、確実に財団社会への離陸を経験していた。これは比較のために調査した改革派のバーゼルにも当てはまる。近世のドイツ語圏諸邦はすでに財団社会の端緒についていた公算が高い。

財団を創立する発起人の動機が知りたくて、つぎに発起人に捧げられた追悼説教を考察した。旧ブラウンシュヴァイク公国の王宮所在地ヴォルフエンビュッテルには、16世紀以来存在する諸侯図書館がある。このアウグスト侯図書館は追悼説教の一大コレクションを所蔵することで知られる。公文書館史料で突き止めた財団発起人についても、多数の追悼説教を見つけることができた。追悼説教は本人の家系（父方、母方）、学歴、職歴、結婚、家族構成、宗教的な徳行・教会への奉仕、死亡事由・死亡記事と進行した。財団の活動が取り挙げられる場合には、宗教・教会関係の項目で取り上げられるのが常であった。追悼説教での財団の扱いは貴族階級と市民階級とで確実に異なった。貴族階級の追悼説教は故人が興した財団について多くを語らない。詳細には触れず、常套的な表現を好んで用いた。いっぽう市民階級の追悼説教は比較的詳細にそれについて語った。いずれも意識されているのは当事者の名誉である。古い階層と新興階層とで名誉を獲得するための方法が異なった。貴族階級では血統が重んじられ、出自に関する記述が詳細を極めた。市民階級もそれに倣おうとしたが、出自に関する記述ではやはり貴族に見劣りする。そこで実績が尊ばれた。学業・職業の実績だけでなく、いや明らかにそれ以上に慈善の実績が重んじられた。いずれにしても名誉欲が慈善の有力な動機であったことは疑いを入れない。

近世の日本で慈善を動機づけたのは、すくなくとも建前上は陰徳思想であった。目立たず、人知れず慈善を行うのをよしとする風潮があった。したがって陰徳思想にとって名誉欲は御法度であった。禁欲的に名誉欲を止揚し、慈善にいそしめば報いもあった。報いには物質的な繁栄も含まれた。ここに近代以降も西洋で寄付文化が発展を遂げ、日本では自生の寄付文化が委縮してしまった原因があるのではなかろうか。資本主義的な経済合理

性が追及される時代にあって、名誉を求める善行はとかく実利に流れやすい時代の風潮に抗して生き残り、ともすれば利益に傾きやすい善行は、新たな時代の潮流に飲み込まれ磨滅してしまった。ひとまずこれを日欧比較寄付文化史の暫定的な結論とした。

続いて改革派のバーゼルの財団史研究に着手した。バーゼルを選んだのは、改革派地域でここだけが例外的に豊富な追悼説教を蔵するという情報を得たからだ。ブラウンシュヴァイク公国との比較を行ううえで、追悼説教が使えるというのは好条件となるはずであった。近世バーゼルの財団は、ブラウンシュヴァイク公国のそれ以上に福祉と教育助成に収斂する傾向を示した。近世バーゼルの救貧に関しては史料的な困難もあって、これまであまり良い研究がなかった。バーゼルでは救貧行政は近世には集権化され、いくつかの施設がそれを担った。とくに「喜捨」„Almosen“という施設の果たした役割が大きい。しかしこの施設に関する史料は扱いが難しく、これまで十分研究がなされてこなかった。今回の調査では「喜捨」の寄贈記録簿を主として利用した。寄贈者、金額、利率、寄贈者の趣旨等の基本情報が集まりつつある。寄贈者の追悼説教が使える場合もある。そこから寄贈したのはどんな社会層に属した人たちが明らかにできるかもしれない。

1460年開学のバーゼル大学を抱えるバーゼル市は、早くから就学助成制度が発展を見た。16世紀から19世紀の中葉までの期間に80前後の教育助成財団の存在が確認された。助成対象も多彩であった。ブラウンシュヴァイク公国では、大学生の助成は神学生の助成が群を抜いていた。バーゼルでは四学部（神・法・医・哲）の学生に万遍なく助成が行き渡っていた。とくに医学生のための助成財団が多いのが特徴であった。これはバーゼル大学が著名な意志を輩出し、医学部で有名であったことと関係があるのだろう。またブラウンシュヴァイク公国では学生の助成はほぼ域内出身者、宗派的にはルター派の信者に限られていたのに対して、バーゼルではかなり出身地フリー、宗派フリーが実現されていた。もちろんバーゼル出身の改革派の発起人は、助成対象者を域内出身の改革派信者に限定する傾向があった。しかしすでにバーゼルでは人の出入りが日常的になっていたようだ。域外出身という出自をもつ発起人は、自分の出身地から来るバーゼル大生にも配慮したし、自分の宗派にも配慮がなされた。高名な人文主義者デジデリウス・エラスムスが興したエラスムス財団では、キリスト教諸宗派の学生だけでなく、ユダヤ教信者の学生も助成を受けたことがあった。いま大学生の助成だけに話を絞るとすれば、近世のバーゼルはすでに国際都市の面目を躍如していた。さらに将来大学に進学する公算が高い、人文主義系ギムナジウムの生徒に対する助成も手厚かった。

バーゼルはツンフト都市である。その伝統を汲んで、ツンフト組合員や手工業者が助成財団を興すケースも多々見られた。手工業見習いに対する助成制度はブラウンシュヴァイク公国にも散見したが、バーゼルではその数が明らかに多かった。18世紀には職業学校生に対する助成も議事日程に上った。職業学校生には学費および遍歴修行のための旅費の一部が負担された。職業学校生に対する助成は、この制度の意味を浮かび上がらせる。彼らにもちゃんと目配りしていることを示し、彼らが社会から離反するのを食い止めるのが狙いであった。またやんちゃな男子を扱う男子校の教員は、激務の割に薄給であった。彼らがやる気をなくすことがないように、やけを起こして生徒につらく当たることがないように、男子校の教員の給与を補填する財団もあった。教員が生徒かを問わず、礼節を仕込むためにお金が使われているわけである。

バーゼルでも財団発起人の追悼説教がかなりの割合で利用できた。ブラウンシュヴァイク公国では福祉財団と助成財団を比べた場合、福祉財団ほど助成財団は追悼説教でその活動内容が詳しく報告されない傾向があった。遠慮がちに学校への支援と語られる場合がほとんどであった。これに対してバーゼルでは、助成財団について触れる場合も、ドライに語られることが多かった。詳細な助成内容に関する記述だけでなく、「助成金」„Stipendium“という語が使われるケースも散見する。この用語はブラウンシュヴァイク公国の助成財団の発起人の追悼説教では、全く見られなかった。バーゼルでは市民感情がより透徹していたと見るべきであろう。業績に対する強いこだわりが見られる。しかしその業績が仕事の業績ではなく、慈善の業績であることは注意されてしかるべきである。

今回の研究期間中カトリック圏地域の財団史の考察に着手することができなかつた。これは今後の課題とすべきことだが、これまでの考察からカトリック圏の財団史について、検討すべき項目の感触を得ることができた。カトリック圏でも近世以降財団が定着し、それが福祉財団と教育助成財団に収斂した公算が高い。問題は福祉財団と教育助成財団の比率である。カトリックでは教会の改修保全費用がプロテスタントよりも大きく、両者の比率は福祉財団優位に推移した可能性が考えられる。この感触は正しいのか。検証を要する項目である。あと一つ。カトリック圏の教育助成財団は、プロテスタント圏のそれのように多彩な助成を扱ったのであろうか。カトリック圏の教育は現在もプロテスタント圏のそれに比べ、よりエリート主義的であると言われる。大学生では神学生に対する助成の優位が予想されるが、それは正しいのであろうか。また職業学校生や手工業見習いに対する助成は、プロテスタント圏のようにカトリック圏にもあったのであろうか。

今回の考察から、ヨーロッパにおいて贈与システムがいかに重要であったかが明らかになった。ナタリー・デーヴィスも指摘するように、それは市場システムによって駆逐されたといったものではない。つねに市場システムと併存し、独自の存在感を放ってきた。それは市場に資金を還流させるためにも重要なツールであった。ヨーロッパの贈与主義精神の由来を明らかにすることが、今後の西洋史研究の進むべき道であると達観した。このような観点に立って、カトリック時代に教会法で禁じられた利子取得が容認される過程を、利己主義的な観点からではなく、財団利子の贈与という利他主義的な観点から捉えなおす作業に着手している。19世紀の国民経済学者たちは、利息の容認を中世の清貧主義が資本主義に席を譲る過程と認識した。しかし認められた利息が財団を運営するための利息であったとすればどうなるのか。利息の容認も愛他的な贈与主義精神の文脈で理解されるべきである。昨年11月に京都大学の西洋史読書会でその可能性について報告し、高い評価を得ることができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6件)

1. 佐々木博光、助成金狂騒曲 ドイツやドイツ語圏スイスにおける給付型奨学金 Stipendium の伝統、人文学論集(大阪府立大学人文学会)、査読有、第35集、2017年、19-35頁。
2. Hiromitsu Sasaki, Stiftungsgeschichte im Herzogtum Braunschweig vom 1528 bis 1798, in: *Braunschweigisches Jahrbuch fuer Landesgeschichte*, 査読有 Bd. 97, 2016, S. 55-91.
3. 佐々木博光、(新刊紹介) Joy Wittenburg, *Crime and culture in early modern Germany*, 2012、西洋中世研究、査読無、7巻、知泉書館、2015年、201-202頁。
4. 佐々木博光、(書評)宮崎揚弘『ペストの歴史』、図書新聞、査読無、3225巻、2015年。
5. 佐々木博光、近世ブラウンシュヴァイク公国における財団・基金の歴史 財団・基金の宗派・地域史に向けて、史林、査読有、98巻3号、2015年、1-36頁。
6. 佐々木博光、(書評)三佐川亮宏『ドイツ史の始まり 中世ローマ帝国とドイツ人のエトノス生成』、西洋史学、査読有、252号、77-79頁、2014年。

[学会発表](計 3件)

1. 佐々木博光、資本論から贈与論へ 利子の解像力、第84回西洋史読書会大会(京都大学、2016年11月3日)。
2. 佐々木博光、迫害・高利・追放と隔離

中近世のドイツ・ユダヤ人史、公開シンポジウム「世界史のなかのユダヤ人」(2015年度早稲田大学史学会全大会)講演者、市川裕、久保田和男の両氏と。司会者は甚野尚志氏、コメンテーターは大内宏一氏。早稲田大学、2015年10月3日。

3. Hiromitsu Sasaki, Stiftungsgeschichte im Herzogtum Braunschweig in der Frühen Neuzeit, Herzog August Bibliothek (Wolfenbüttel, Deutschland), 2. Februar 2015.

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

(1)

佐々木 博光 (Sasaki, Hiromitsu)
大阪府立大学・人間社会システム研究科・
准教授
研究者番号：80222008